

パブリックコメントの概要及びコメントに対する考え方

項目	質問	回答
3-2-1 (8)	「知識を有することを証する書面」は、何らかの証明書類をイメージさせる(全銀協の検定試験合格証、通信教育の修了証など)。しかし、実際はこれらの証明書類を持っていなくても関連する講習会参加等により信託業務および信託関連法令についての知識を有している者もあり、これらの者に対する証する書面につき弾力的に対応したい。	「信託業務の知識を有することを証する書面」は、当面、研修機関が実施する研修の修了証等が考えられますが、講習会に参加して知識を習得したことが客観的に明らかとなる書面であればよいと考えています。
3-2-2 (3)	「公示手段として信託の登記又は登録の制度が設けられている財産については、登記または登録をする旨が記載されているか。」という記載があるが、信託契約において信託財産であることの公示を留保することができる旨の合意がなされている場合においてまで信託会社に登記又は登録を義務づける必要はないと思われるところ、かかる合意がなされている場合の例外を明示して頂きたい。	監督指針では、業務方法書の審査上の留意事項を示しているものであり、当該留意事項を満たさない場合であっても、満たさないことについて合理的な理由があれば許容することとしております。
3-2-2 (3)	信託業法施行規則第39条第1項にいう「管理場所を区別することその他の方法により」という文言について、債権が信託財産となっている場合においては、信託会社(当該信託会社から委託を受けた者を含む。)がその有するコンピューターシステムの記録上信託財産と固有財産及び他の信託財産と区分されており、かかるコンピューターシステム上の記録に従って当該信託財産にかかる債権証書等を固有財産及び他の信託財産の債権証書等を速やかに区別できる状態になっていれば足りると考えられるところ、その旨をガイドライン上明示していただきたい。	分別管理されている状態であるか否かは個別に判断することになりますが、提示いただいた例の場合、単に記録上区分されているだけではなく、直ちに帳簿が作成できる状態にあることや、コンピューターシステムのバックアップの体制が整備されていることが必要と考えます。
3-2-2 (5)	業務方法書の記載の内容として、「委託先が確定していない場合における委託先の選定に係る基準及び手続きについては、例えば以下のような委託先の選定基準が記載されているとともに、選定に係る手続きが具体的に記載されているか。」とあり、選定基準として4つの基準が例示されているが、信託業法22条第1項第1号が信託契約に規定する「委託先の選定に係る基準」についても上記4つの基準が規定されていれば十分と考えてよいか。また、この4つの基準は、常にそのすべてを満たすべきものとは限らないと考えてよいか。 委託先の「選定に係る手続」の具体的な記載については、どのように記載すべきなのかが何ら説明がされておらず、信託契約の規定に関してもある程度具体的な規定が要求されていると思われるものの、どのように規定すればよいのかが不明である。この点について、監督指針等により明確にすべきである。 監督指針3-2-2(5)②について、これを信託契約に規定すべき委託先選定の基準とするのであれば、「選任時点での信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が明らかに難しいと判断されないものであること」という表現にすべきである。現状の文言をそのまま信託契約に入れてしまうと、受益者に対する責任が過度に重くなるという懸念が存在する。 監督指針3-2-2(5)④において「分別管理」とあるのは、信託財産が金銭や金銭債権である場合には、各別にその計算を明らかにすることをもって足りると解されるべきである。金銭債権の信託における委託者兼サービス(回収事務受任者)においては、ある債務者に対する複数の債権のうち一部のみが信託されているというケースがあり、この場合、その債務者からの返済金は、信託債権についての返済金も、それ以外の債権の返済金も、同一口座に払い込まれることがある。このようなことを一律禁止するのは現在の実務の慣行に照らし現実的ではなく、上記の見解を監督指針で確認すべきである。	監督指針では、業務方法書の「委託先の選定に係る基準及び手続」の記載が十分であることを審査するための着眼点を示しており、信託契約において明らかにすべき旨を規定しているものではありません。信託契約において明らかにすべき基準及び手続きは、契約ごとに異なるため、監督指針に具体的な基準を記載することは困難ですが、業務方法書の記載と整合していることが必要であると考えます。 なお、信託会社は、管理場所を区分する等その他の方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理されていれば、本法上の分別管理義務を果たしたことになるのであり、信託目的・信託財産に応じた分別管理を認めております。なお、金銭については、信託法に規定されているとおり、計算上明らかにされていればよいと考えています。
3-2-2 (8)	本文3行目に「規則第36条各号に掲げる場合を除き、」とあるのは、「規則第38条各号に掲げる場合を除き、」の誤りではないのか。	ご指摘のとおりであり、修正します。

項目	質問	回答
3-2-2 (5)	<p>金銭債権等を信託財産とする証券化取引の多くは、信託財産の安定的な管理・回収を目的に、オリジネーターを当初の「サービサー」として積極的に活用していますが、オリジネーターの中には、サービシング業務を遂行するに足る事務能力(業務体制)は有しつつも、信用力については必ずしも十分とは言えない者も存在します。このような場合、いわゆる「バックアップサービサー」との間で当初サービサー解任後の管理・回収を目的とする契約を締結する等、オリジネーターの信用力を補う適切な手段が採られることが一般的であり、格付機関もそのようなスキーム上の工夫を積極的に評価しております。選定基準②の「信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能である者であること。」は、このような工夫によって可能となった証券化取引の障害となる可能性があり、(監督基準の例示に過ぎないとは言え、無用の混乱を避けるためにも)本基準については再考されるのが肝要と考えます。</p>	<p>信用力を含め他の要素を総合的に勘案した上で、委託する業務について継続的な遂行が可能であることが必要と考えます。</p>
3-2-4 (2)①	<p>「信託業務に関する知識を有する者」とは、どのような基準となるか。具体的には以下のものは対象となるか。 ○トレーニー経験者 ○信託実務3級合格者 ○通信講座履修者 ○集合研修の受講者 ○信託銀行もしくは信託会社からの出向者・転出者 ○信託銀行もしくは信託会社において既に信託業務に携わっている者 また、「信託業務及び信託関連法令に関する知識を有するもの」とは、具体的に基準があるか。既に信託銀行において関連業務に携わっているものは対象となるか。</p>	<p>「信託業務の知識を有する者」は、当面、信託業務の経験を有する者や研修機関が実施する研修の修了者等が考えられ、ご提示いただいた例は原則として対象になると考えておりますが、最終的には行う信託業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。 また、「信託業務及び信託関連法令に関する知識を有する者」は、当面、信託関連法令に詳しい法律専門家や研修機関が実施する研修の修了者等が考えられ、ご提示いただいた例も対象になると考えておりますが、最終的には行う信託業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。</p>
3-2-4 (2)等	<p>信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業のいずれに関しても、業務遂行体制として、内部管理部門、財務管理部門、法令等遵守の管理部門等の内部部門については、信託業務等に関する知識を有する役員・従業員の配置のみではなく、契約に基づき、同等以上の知識を有する弁護士・会計士による常時の助言が行われる場合についても、適切な体制と認めるべきである。</p>	<p>行う信託業務等の規模・特性に応じて、個別に判断することとなります。</p>
3-2-4 (2)等	<p>信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業のいずれに関しても、「信託業務に携わった経験を有する者」、「信託業務(及び信託法令)に関する知識を有する者」について、必ずしも信託銀行における勤務経験を前提としない事を明記すべきである。</p>	<p>「信託業務に携わった経験を有する者」は、信託兼営金融機関の勤務経験者に限定するものではありません。また、「信託業務(及び信託法令)に関する知識を有する者」は、信託業務の経験を有する者である必要はありません。</p>
3-2-4 (2)①	<p>信託業法5条1項3号、同法施行規則7条3号、4号、監督指針3-2-4の「人的構成に照らした業務遂行能力の審査」に掲げる事項を遵守すれば、従業員は内部管理に関する業務に関して、証券会社等の職務と兼職することは認められるか。(証券会社等関係の事務ガイドライン7-1-3参照)</p>	<p>信託業法第21条第2項の兼業承認の審査において、内部管理に関する業務の実施体制について個別具体的に審査することとなります。</p>
3-2-4 (2)①	<p>10-2-3(2)①とあるのは、10-2-4(2)①の誤りではないか。</p>	<p>ご指摘のとおりであり、修正します。</p>
3-2-4	<p>改正信託業法第29条(信託財産に係る行為基準)第2項柱書「信託財産に損害を与えるおそれがない場合」の例示列挙を行うことが望ましいと考えます。本条は、信託会社による利益相反行為の禁止に対する例外を認めつつも、必ずしも解釈が容易ではない「損害を与えるおそれがない」旨を新たな条件として加えたため、利益相反行為に関して従来以上に厳格かつ高いレベルの判断を信託会社に求める結果となっています。そのため、信託会社がかかる条文の解釈に窮する結果、例えば近時増加している信託借入型(例:レンダー:親銀行、受益者:信託子会社)の証券化取引や、二重信託構造の商品組成が減退することのないよう、監督官庁自ら一定の解釈基準を示すことが有益と考えられます。</p>	<p>「信託財産に損害を与えるおそれがない場合」に該当するか否かの判断基準については、監督指針において一律に示すことができるものではないと考えます。なお、利益相反行為に関する着眼点は従来と同様であり、この条件を規定したことにより、従来以上に厳格かつ高いレベルの判断を信託会社に求める結果になるというご指摘は当たらないと考えます。</p>
3-2-4 (2)②ホ、 11-2-4 (2)①	<p>これらの規定によっても、信託業法29条2項が掲げる「信託財産に損害を与えるおそれがない場合」がいかなる場合か明確になっていない。例えば、受託者の裁量で信託財産を売却することを委託されたときに第三者の鑑定をとり鑑定額以上で処分する場合、十分な判断力ある受益者が売却条件について承諾している場合、受託者の裁量で投資対象としてリスク資産を選定し、それを購入する時に購入条件がアームズ・レングスの場合はそれぞれどうなるのか。これらの監督指針によれば、受託者に裁量がある場合であっても「信託財産に損害を与えるおそれがない場合」に該当しうるのであるが、そうだとすれば、むしろ、「信託財産に損害を与えるような形で受託者等が裁量権を行使することを回避するための合理的なルールが定められている場合」といった意味と考えて良いか。</p>	<p>「信託財産に損害を与えるおそれがない場合」に該当するか否かの判断基準については、監督指針において一律に示すことができるものではなく、信託業法第29条第2項各号に掲げる取引をする信託会社(信託兼営金融機関)が具体的に明確にする必要があるものと考えます。</p>

項目	質問	回答
3-2-4 (2)③ハ	<p>3-2-4(2)③ハでは、申請者が信託業法5条1項3号に掲げる業務遂行能力に関する基準を満たすか否かの判断の際、信託業法の一部を第三者に委任する場合に委託先において財産分別管理体制・コンプライアンス体制が整備されていること等を、基準を満たすために必要な条件としている。しかし、これらを常に求めることは、結果として委託先に過大な義務を負わせ、信託の利用を阻害する要因になるおそれがある。受託者のモニタリングの強さとの相関関係により、委託先の事務レベルが全体として適切な水準に達していればよく、一律に高いレベルで委託者内部の体制整備を求めるのは実際的ではないと思われる。</p>	<p>信託業務の一部を第三者に委託することができる要件として、「委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること」が規定されており（信託業法第22条第1項第2号）、この要件を満たすためには、原則として、本監督指針に記載する体制の整備が必要であると考えます。ただし、委託先における具体的な体制整備の内容は、委託する業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。</p>
3-2-4	<p>信託業法25条ただし書を受けて信託業法施行規則31条2号に定める「同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合」については、別個の新たな契約を委託者と信託会社の間で締結する場合においても、既に当該委託者が従前に信託会社との間で信託契約を締結したことによりその際に信託業法25条に定める説明を受けている場合において、委託者が当該説明を重ねて受けることを不要とする意思表示をしている場合には、当該説明をしなくても委託者の保護に支障は生じないという考え方に基づくものと思われる。そうすると「同一の内容の金銭の信託契約」とは、信託業法25条において説明する必要があるものとして定められている信託業法第26条第1項第3号から第16号に定められている事項のうち、信託契約毎に当然異なる信託契約の期間に関する事項（信託業法第26条第1項第5号）などの事項を除いた事項が同一であれば、「同一の内容の」信託契約であるということが出来るものと理解している。なお、上記の点については信託業法施行規則第78条第2号についても同様の考え方が妥当するものと理解しているが、かかる理解でよいか。また、同様の考え方から、信託業法第26条第1項ただし書を受けて信託業法施行規則第33条第2号に定める「委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合」とは、信託業法第26条に基づき委託者に交付すべき書面に記載することが必要なものとして信託業法第26条第1項各号に定められている事項のうち、信託契約毎に当然異なる信託契約の締結年月日や当初取得する信託財産の価額もしくは数量などの事項を除いた事項が同一であれば、「同一の契約の」信託契約であるということが出来るものと理解しているが、かかる理解でよろしいか。以上の2点については上記理解で差し支えない場合、その旨をガイドライン上も明示して頂きたい。</p>	<p>「同一の内容の金銭の信託契約」の例として、定型的信託約款に基づく信託契約が考えられますが、一般的には、委託者保護の趣旨から信託契約の内容が同一のものであるかを個別に判断することになります。</p>
3-3-5	<p>法第22条第1項第3号は、委託された「財産」について分別管理を要請している。同条項本文は「信託財産」についての信託事務の委託に言及しているので、同条項第3号の「財産」についても「信託財産」であることを前提とするものと理解しているが、念のためその具体的な内容を確認したい。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
3-3-5	<p>信託業務の一部を第三者に委託する場合、信託契約等において、信託業法第22条第1項等で規定される内容の一部を軽減することについて、①委託者の意思が明確である場合であって、②委託する業務の内容および委託先の業務遂行能力に照らして問題がないと考えられるものについては、そのような取り扱いを許容されるよう要望する。</p>	<p>信託業務の委託に該当する場合には、委託者の意思等にかかわらず、委託先が業務遂行能力を有していること等の要件は必要であると考えます。</p>

項目	質問	回答
3-3-5	<p>監督指針案では、信託銀行向け事務ガイドライン2-2-2の内容はありませんが、信託業法第22条の規定を満たせば、信託法第26条の「別段の定め」はクリアされたと思なせるという考えでよいでしょうか。委託先を基準内で変更しても信託業法第22条では契約変更は不要ですが、信託法第26条との関係でも「別段の定め」の変更は不要(個別の委任先の名称開示は不要)という理解でよいでしょうか。</p> <p>監督指針案では、再信託や日銀・保振への預託は、「信託業務の委託」に該当しないとされています。事務ガイドライン2-2-2では「信託事務の委任」に含まれていましたが、今後は、信託法第26条の「別段の定め」も不要ということでしょうか。「別段の定め」は必要であっても、信託業法第22条に準じて個別名でなく基準のみ(例えば「信託銀行へ再委託」「特別法に基づき設立された法人への預託」等)示せば、信託法第26条との関係では問題ないと考えられますでしょうか。</p>	<p>(1)そもそも、信託業法第22条に規定する信託業務の委託と信託法第26条に規定する信託事務の委任の範囲とは必ずしも一致しませんが、重なることが多いと考えます。したがって、信託業法第22条の規定を満たせば信託法第26条の「別段の定め」も満たされる場合が多いと思われるが、個別具体的に判断すべきと考えます。</p> <p>(2)信託契約において信託業務の委託先の選定に係る基準及び手続等が合意されている場合には、その限度で信託法第26条に規定する受託者の自己執行義務は解除されているということができます。このような場合においては、信託契約で定められた基準内で委託先を変更することは、信託契約で合意された内容に抵触しない限り、信託法第26条の「別段の定め」の変更は不要であると考えます。</p> <p>(3)再信託や日銀・保振への預託が、受託者の行うべき信託事務の委託に該当する場合においては、受託者がこれらの委託をするためには、信託法第26条にいう「別段の定め」が必要であると考えます。ただし、ここでの「別段の定め」としては、必ずしも委託先の個別名が示されている場合には限られず、委託する事務の内容や選定に係る基準等が具体的に示されていれば足りるものと考えます。</p>
3-3-5	<p>証券会社や海外カस्टディのように、法令に基づき分別管理が定められていたり、外国の法令に基づき、保管業務を営んでいる会社への有価証券の預託については、「信託業務の委託」の対象外としてもよいのではないかと。</p>	<p>法令に基づき保管業務を営んでいる会社への委託であっても、その会社が行う業務の内容が裁量を有するものであるか否かを個別に判断し、裁量を有すると認められる場合には「信託業務の委託」に該当すると考えています。</p>
3-3-5	<p>受託者が有価証券の保管の委託先を決定した場合においても、当該委託が標準的な保護預り約款に基づくものである場合には、同約款上、委任先は受動的・単純な行為に限定されていることから、「信託業務の一部の委託」には該当しないと考えられるので、その旨を記載されたい。</p>	<p>保護預り約款に基づく業務の内容が裁量を有するものであるか否かを個別に判断し、裁量を有すると認められる場合には、「信託業務の委託」に該当すると考えます。</p>
3-3-5	<p>第三者が信託財産について証券保管振替機構に預託する場合について、「信託業務の委託」に該当するか。具体的には、信託財産の保護預り先である証券会社が信託財産にかかる有価証券を証券保管振替機構に預託している場合。</p>	<p>監督指針において、有価証券の証券保管振替機構への預託は、「信託業務の委託」に該当しないことを明記しております。</p>
3-3-5	<p>受託者に信託財産の処分に係る権限がない信託において、その権限を有する者(「指図権者」という。)からの指図に基づき有価証券を証券会社に保護預り約款に従って委託する場合は、当該行為は信託業務の委託に該当しないものと考えられるので、その旨を記載されたい。</p> <p>この場合においては、委託先は指図権者の指図により受動的に決定されるものであり、従って信託契約において法第22条第1項第1号に規定する事項を定めることもできず、さらに標準的な保護預り約款においては利金・配当金の代理受領のような受動的・単純な行為以外は裁量を認めていないからである。</p> <p>仮にこの委託が信託業務の委託に該当するものである整理されるのであれば、保護預り約款を法第22条第1項第3号の要求を充足させるために、証券業界と調整を要することとなるが、そのために要する期間につき配慮願いたい。</p>	<p>指図権者の指図により委託先が決定する場合であっても、その委託先が行う業務の内容が裁量を有するものであるか否かを個別に判断し、裁量を有すると認められる場合には、「信託業務の委託」に該当すると考えます。</p>
3-3-5	<p>受託者に信託財産の処分に係る権限がない信託において、その権限を有する者(指図権者)からの指図に基づき、証券会社等から取得した有価証券の保管を当該証券会社等に保護預り約款に従って委託する場合は、当該行為は信託業務の一部の委託には該当しない旨を明確にされるよう要望する。</p> <p>一このような場合においては、委託先は指図権者の指図により受動的に決定されるものであり、従って信託契約において法第22条第1項第1号に規定する事項を定める事もできず、さらに標準的な保護預り約款においては利金・配当金の代理受領のような受動的・単純な行為以外は認められていないため。</p>	<p>(同上)</p>

項目	質問	回答
3-3-5	受託者に信託財産の処分にかかる権限のない信託において、その権限を有する者(指図権者)からの指図に基づき、証券会社及び登録金融機関が、社債及び投資信託受益証券等の有価証券の買付け等を行い、当該有価証券の保管の委託を受け、保護預り約款(規定)に従って行う当該有価証券の保管については、信託業法第22条第1項に規定する「信託業務の委託」には該当しない事を確認したい。	(同上)
3-3-5	有価証券の保管の委託の場合に限らず、受託者に信託財産の処分に係る権限がない信託において、指図権者からの指図に従って委託する場合の当該委託は、「信託業務の一部の委託」には該当しないと考えられるので、その旨を記載されたい。	(同上)
3-3-5	信託運用にかかる指図権者が信託業務にかかる委託先を指定した場合、委託者の意思により信託契約により委託先が指定された場合等については、「信託業務の委託」にかかる各要件の適用除外としてほしい。	ご提示いただいた場合であっても、その委託先が行う業務の内容が裁量を有するものであるか否かを個別に判断し、裁量を有すると認められる場合には、「信託業務の委託」に該当すると考えます。
3-3-5	委託者指図型投資信託の受益証券の保管を当該受益証券の販売を行った業者へ委託することが法第22条第1項の「信託業務の一部委託」に該当する場合には、投資信託受益証券が振替制度に移行するまでの間、信託業務の一部の委託に該当しない旨の経過的な取扱いを要望する。 ①投資信託受益証券の保護預り制度は、顧客にとって利便性が高く、広く普及しており、受益証券が現物で流通することは極めてまれであること、②これが「信託業務の一部の委託」に該当し、かつ、何らかの経過的な取扱いが認められない場合には、保護預り約款変更に関して相当な事務負担が生じること、による。	受益証券の販売を行った業者が行う委託業務の内容が裁量を有するものであるか否かを個別に判断し、裁量を有すると認められる場合には、「信託業務の委託」に該当すると考えます。
3-3-5	信託財産として取得した委託者指図型投資信託受益証券の保管を当該受益証券の販売を行った会社へ委託することが法第22条第1項の「信託業務の一部の委託」に仮に該当するのであれば、投資信託受益証券が振替制度に移行するまでの間、「信託業務の一部の委託」に該当しない旨の経過的な取扱いを要望する。	(同上)
3-3-5	投資信託が振替制度に移行するまでの間、委託者指図型投資信託の受益証券の保管を当該受益証券の販売を行った会社に委託する場合(保護預り)について、「信託業務の一部の委託」に該当しないための経過措置を講ずるべきである。	(同上)
3-3-5	「③第三者が金銭の運用に関する権限を有する場合(金銭信託)」とは、指定運用の信託にかかる取引における運用権限を外部委託する場合(一任)のことでしょうか。 第三者から投資助言を受けるのみの場合は対象外となることでしょうか。	一例としてそのような場合が考えられます。なお、第三者から投資助言を受けるのみの場合は、「信託業務の委託」に該当しないと考えております。
3-3-5	匿名組合のように金銭等を出資し利益分配を受ける場合など、出資そのものは「信託業務の委託」にあたらぬということでしょうか。	出資は「信託業務の委託」に該当しないと考えられますが、実態を勘案して個別に判断することになります。
3-3-5	海外のファンド(ユニット<Unit Trust>、リミテッドパートナーシップ<Limited Partnership>等)へ投資を行う場合、投資に対する持分などについて受託者<Trustee>やゼネラルパートナー<General Partner>が管理をすることは、信託業務の委託にはあたらぬということでしょうか。 また、その場合、個別の資産については、それぞれのファンドを通じてカストディが管理するが、受託者が業務委託するものではなく、業務委託先が行う委託でもないため、「信託業務の委託(再委託)」には該当しないということでしょうか。 さらにファンドへの投資は、「③第三者が金銭の運用に関する権限を有する場合(金銭信託)」にはあたらぬという解釈でしょうか。	ファンドへの投資は「信託業務の委託」に該当しないと考えられますが、実態を勘案して個別に判断することになります。
3-3-5	「④第三者が金銭の回収を行う場合(金銭債権信託)」にバックアップサービス(スタンドバイ)も対象となるか。	バックアップサービスが委託契約の当事者でない段階においては、委託に該当しないと考えます。
3-3-5	委託者に対する信託業務の一部の委託は、信託業務の委託(改正信託業法22条1項)に該当しないことを明確にさせていただくことを希望します。	「第三者」には信託の委託者を含みます。

項目	質問	回答
3-3-5	<p>流動化業務においては、委託者(オリジネーター)がサービスに就任することが一般的であるが、このような行為が「信託業務の委託」に該当することとなれば、当該委託者(オリジネーター)が中小企業等である場合、当該委託者に過度な負担をかけることになる。また、受益者は委託者(オリジネーター)に関わるリスクを含め、投資判断を行っていることが一般的と考えられる。こうしたことから、委託者(オリジネーター)に業務を委託する場合には、本規定の対象外とすることを要望する。</p>	<p>監督指針3-3-5(注)トに該当する場合は、「信託業務の委託」に該当しないものと考えます。</p>
3-3-5	<p>信託を利用した債権流動化において以下に掲げる業務は、「信託業務の委託」への該当基準としての「当該第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有する」場合に該当しないと解釈して宜しいでしょうか。以下(1)～(3)其々についてご回答ください。</p> <p>(1) 第三者が行う金銭債権の回収業務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金に入金すること((注)トへの記載内容)及び弁護士法に抵触しない範囲での債務者への連絡等を行うことにとどまる場合</p> <p>(2) 第三者が金銭債権の回収状況・貸付状況に関するデータの蓄積管理を行い、信託計算期間毎に回収額等の計算を行った結果を受託者に報告する場合。</p> <p>(3) 第三者が金銭債権の原因契約・担保原因証書等の保管のみを行い、その処分等については一切の裁量を有しない場合。</p>	<p>(1) 第三者に裁量があるか否かを個別に判断し、裁量があると認められる場合には、「信託業務の委託」に該当すると考えます。</p> <p>(2) 提示いただいた例は、第三者に裁量がないと考えられることから、「信託業務の委託」に該当しないと考えます。</p> <p>(3) 委託者が保管をする場合に、信託契約において、委託者に当該保管の権限が留保されていると解される場合には、「信託業務の委託」には該当しないと考えます。</p>
3-3-5	<p>信託業務の一部の委託の判断基準については、現在の実務において「業務委託契約」の名の下に、実態的には受託者による「(軽微な日常的)事務」の委任として行われている取引は含まないことを明確化し、既存取引への影響を最小限に留めるべく、限定的な解釈・運用がなされることが望ましいと考えます。具体的には3-3-5で例示されている行為のうち、特に以下のものについては「信託業務の委託」に該当しないものとして取り扱われるべき。</p> <p>(1) 「④ 第三者が金銭債権の回収を行う場合」のうち、委託者が当該回収事務を受託する場合。</p> <p>(2) 「ト 第三者が行う金銭債権の回収業務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金口座に入金することにとどまる場合」に加え、当該第三者が①債務者から入金を受けた弁済金に関する報告書を作成し、信託受益者に交付する事務を行う場合、②予定された入金日に入金がなされなかった債務者に対し、注意喚起の電話連絡を行うなど、回収のための法律事務とは評価されていない態様で債務者に弁済を促す(法律事務に該当する場合には弁護士又は許可を受けたサービスに委託する)場合、③債務者からの要請に応じ、債権及び当該債権に係る原契約の内容につき、受託者との契約において予め定められた範囲での軽微な修正をその裁量により行い又は行わない権限を付与されている場合。</p> <p>(3) 「⑥ 第三者が建物設備やテナントの管理権限を有する場合」のうち、建物設備又はテナントの管理制限を有する当該第三者が、信託建物の賃借人でもある場合。例えば、信託受託者が不動産又は建物を一括して第三者に賃貸し、その賃借人が不動産をエンドテナントに転貸する(又は一部を自己使用する)とともに、不動産の管理(修繕、報告等を含む。)を行う場合等。</p> <p>(4) 「⑦ 第三者が建物の建築を請け負う場合」のうち、受託者の属性に照らし、受託者自ら建築を行うことを委託者が期待していないことが明らかな場合。</p>	<p>(1) 監督指針3-3-5(注)トに該当する場合は、「信託業務の委託」に該当しないものと考えます。</p> <p>(2) 第三者に裁量があるか否かを個別に判断し、裁量があると認められる場合には、「信託業務の委託」に該当すると考えます。</p> <p>(3) この事例は「信託業務の委託」に該当しないと考えられますが、実態を勘案して個別に判断することになります。</p> <p>(4) 信託財産の管理、処分に関して裁量を有する場合には、委託者の期待の有無にかかわらず、信託業務の委託に該当すると考えます。</p>
3-3-5	<p>建物管理信託における以下の業務は、定型的なサービス提供者のサービスであり信託業務の委託に該当しないと考えて差し支えないか。</p> <p>① 設備運転管理業務 ② 建物及び設備の保守・修繕業務 ③ 清掃業務 ④ 警備業務 ⑤ 賃料の請求・徴収業務 ⑥ 植栽管理業務 ⑦ テナントとの賃貸借契約に関する媒介業務 ⑧ 駐車場管理業務</p>	<p>一般的に、①、③、④、⑥は該当しないと考えられますが、その他については第三者の業務内容等によって該当する場合があります。いずれにしても「信託業務の委託」に該当するか否かは、第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有するか否かを個別に判断することになります。</p>
3-3-5	<p>不動産管理処分信託の受託者が、信託財産たる建物を、第三者(賃借人)に一括して賃貸し、当該第三者がマスターレシーとして、当該建物をテナントに転貸する場合、受託者と賃借人の関係は、あくまで賃貸借契約であるので、法第22条第1項に規定する「信託業務の委託」には該当しないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>この例の場合は「信託業務の委託」に該当しないと考えられますが、実態を勘案して個別に判断することになります。なお、信託業務の委託は、委託契約によるものに限定されないと考えています。</p>

項目	質問	回答
3-3-5	<p>現在、不動産信託では受益者兼賃借人である特別目的会社(SPC)に信託不動産の管理を委託する仕組みが採用されている取引が少なくない。SPC自体には不動産を管理するに足りる人員と能力がないものの、SPCと受託者の契約により、SPCは受任業務の全部を予め特定されている十分な能力を有する管理会社(あるいは受託者が指定する十分な能力を有する管理会社)に再委任しなくてはならず、これに違反した場合にはSPCへの委任契約が解除されることとされている場合には、SPCに対する委任の適法性は再委任を受ける管理会社の能力等を基準に判断されることを記載することにより、現在当事者の合意により行われている信託を利用した取引の仕組みが引き続き使用できるように手当てするべきではないか。</p>	<p>委託先であるSPCが委託された信託業務を的確に遂行することができること、信託財産の管理状況等について信託会社に説明できること等の要件を満たす必要があります。</p>
3-3-5	<p>信託財産の管理又は処分に関する「定型的なサービス」又は「単純な事務処理」等の範囲に入らない事務処理であっても、受託者が本来なすべきではなく、第三者のサービスを利用すべき業務があるのではないか。極端な例を挙げれば、①大規模な複合的建造物の設計監理、②そのような建造物の設計図面に基づく土木・建築作業、③特定の資産流動化取引のウォーターフォール規定(資産流動化取引などにおけるキャッシュフロー管理の手法)を実施するための高度なシステムの構築、④複雑な契約関係の下で信託財産が侵害された時の訴訟戦略の検討などは、受託者が「一定の条件で第三者に委ねてもよい」業務ではなく、信託の本旨からすれば、「適切な第三者に委ねなければならない」業務なのではないか。すなわち、信託契約を合理的に解釈すれば、「受託者に委ねられている」と見るべき業務と「他人を利用することこそが委ねられている」と見るべき業務とがあり、前者のうち「信託財産の管理又は処分に関する裁量を有する」と認められる業務を委託することのみが、ここでいう「信託業務の委託」に該当するというべきではないか。</p>	<p>「信託業務の委託」に該当するか否かは、第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有するか否かを個別に判断することになります。</p>
3-3-5	<p>②3-3-5(注)ホに記載の「訴訟を弁護士に委託する場合」に加えて、法律事務又は特許庁における手続等弁護士法第3条に基づく業務や弁理士法第4条に基づく業務をそれぞれ弁護士又は弁理士に委託する場合も「信託業務の委託」には該当しないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>弁護士や弁理士は、信託事務処理の手段である行為を補助するに過ぎないことから、当該者への委託は基本的には信託業務の委託に該当しないと考えますが、行う業務の内容が裁量を有するか否かを個別に判断する必要があります。</p>
3-3-5	<p>業務を委託した信託会社が責任を免れるための、法第23条にいう「相当の注意」「損害の発生防止に努めたとき」の基準を示してほしい。</p>	<p>一般的な使用者責任を定めた民法第715条等と同様に解されると考えます。</p>
3-3-5	<p>信託業法23条但書後段に規定するように「損害の発生防止に努めた」と言えるには、何をすればよいのかが明確ではなく、予測可能性を害する。たとえば、現行「事務ガイドライン第一分冊:預金取扱金融機関関係」2-2-2のチェックリスト記載の項目について遵守していれば、通常の場合、上記損害発生防止義務を尽くしていると解される等、何らかの形でより具体的な行為指針を示すことが望ましい。</p>	<p>(同上)</p>
3-4-2	<p>信託業務の再委託にあたって、法第22条第1項第3号の趣旨が損なわれることのないようにすることは、「信託会社は、…当該信託契約に基づく信託業務に係る信託会社と委託先との委託に係る契約を解除することができること。」を業務委託契約の内容とする旨を規定した、信託業法施行規則第29条第5号の趣旨が再委託にも適用されることになると思われるが、この場合、「信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要がある」ときに解除権を有すべき者は信託会社か、委託先か、またはその双方とすべきなのか。</p>	<p>直接的には委託先が解除権を有することになると考えられますが、監督指針の本項目の趣旨に照らし、信託会社及び委託先が十分な検討を行った上で契約内容を判断する必要があります。</p>

項目	質問	回答
3-4-3	<p>信託業法第29条第1項第3号にいう「当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもって」取引を行うとは、受託者がその権限を濫用する場面を前提としているから、例えば信託契約において受託者が資金の借入れをする旨の条項があり、かかる条項に基づき受託者が第三者から金銭の借入れをした場合において、信託法(又は信託契約)の規定に基づきかかる借入れに関する債務の支払が受益者に対する元本収益の交付に優先することは、受託者が貸付人という「当該信託財産に係る受益者以外の者」の利益を図る目的をもって取引を行うことにはならないと考えるが、かかる理解でよいか。</p> <p>かかる理解でよい場合には、例えばガイドライン3-4-3などにおいて、信託契約の定めに基づき受託者が借入れを行った場合において、信託契約の規定によりかかる借入れに関する債務が受益者に対する元本収益の交付に優先した場合においても、それは信託契約の規低に基づく当然の効果であるから、「当該信託財産に係る受益者以外の者」の利益を図る目的による行為に当たるわけではないことを明示して頂きたい。</p>	<p>具体的な事実在即して、個別に判断することになります。</p>
5-2-1	<p>(1)特許権等について、特許年金の支払等権利を維持するために行う行為(より具体的には、「ハ、財産権の消滅を防止する行為」に含まれると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>(2)以下の行為は「②財産の性質を変えない範囲内における利用行為」に該当すると理解して宜しいでしょうか。</p> <p>(a)特許を受ける権利が信託財産である場合に、当該特許を受ける権利を特許権として成立させるために行う行為(出願、審査申請、補正対応等)</p> <p>(b)金銭債権が信託財産である場合に、その回収取立行為。</p>	<p>(1)具体的な事実在即して、個別に判断することになります。</p> <p>(2)実質の同一性が確保されない場合には、財産の性質を変更したものと解されます。</p>
5-2-1	<p>管理型信託を活用した知的財産権の証券化等においては、ロイヤリティー収入以外の償還原資として知的財産権そのものの処分も規定されるケースが多くなると考えられます。ここで改正信託業法第2条第3項は、「管理型信託業」を次の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行う営業と規定しており、両方に該当する信託のみの引受けを行う営業(すなわち上記の知的財産権信託)もまた「管理型信託業」に該当すると解するのが相当と考えられるものの、正否についてはやや判然としないため、今回の監督基準において、両方を満たす信託が管理型信託業であることを明確にする(あるいは確認する)ことが望ましいと考えます。</p> <p>①委託者又は委託者からの指図の権限の委託を受けた者(中略)のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託</p> <p>②信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託</p>	<p>信託業法第2条第3項第1号及び第2号の両方を満たす信託の引受けについても管理型信託業に該当することは明確であると考えています。</p>
5-2-1	<p>特定金銭信託は管理型信託の典型ともみられるが、余資の運用については、銀行預金等限定は付されるものの、受託者が裁量をもって運用することとされていることが通常である。証券化・流動化のために信託を使用する際にも、主要な処分・管理行為については、受託者は裁量権を有しないが、一定の範囲で裁量権を行使することが通常である。例えば、貸付債権の信託において、信託終了時に残存債権を売却することとされているときに、売主を探し、価格等を交渉して売却する行為や不動産の信託において、建物を賃貸することとされている場合に、賃借人を選定し、賃貸借契約を締結する行為などがその例である。受託者は善良な管理者として信託財産を管理・処分することが義務付けられており、およそ一切の行為について裁量の余地がある。したがって、上記のような限定された範囲での裁量を持つ場合には、管理型信託であると考えてよいか。</p>	<p>委託者等のみの指図に基づいて信託財産の管理、処分を行う場合に、委託者の指図によらない管理・処分が行われる場合には、それが法第2条第3項第2号の範囲内であるか否かを個別に判断する必要があります。</p>
5-2-4 (5)	<p>内容を拝見したところ、金融審議会における『信託業のあり方に関する中間報告書』にて指摘のあった、維持管理型信託と運用管理型信託、流動化型信託では、求められる資質・能力が当然に異なることから、参入基準においては、明確な区分を設けるべきであるとの指摘がなされていました。ところが、『信託会社に関する総合的な監督指針(案)』では、この精神が生かされておらず、『人的構成に照らした業務遂行能力の審査』においては、運用型信託会社と管理型信託会社との間に、人的資質・能力において明確な区分が設けられておらず、一般事業会社が管理型信託会社等を設立する際に参入障壁とみなさずと考える。管理型信託会社の『人的構成に照らした業務遂行能力の審査』は、金融審議会の報告書の趣旨を反映させ、より参入基準を緩和する必要がある。明らかに、この点について、本監督指針は規制が過剰と考える。</p>	<p>金融審議会の報告において、「裁量性が限定されている業務と裁量が高い業務とでは、求められる資質・能力が異なり、後者にはより高度なものが求められる。」とされたことを踏まえ、運用型信託会社については免許制とし、業務運営体制や業務管理体制、社会的信用等について審査することとしましたが、管理型信託業の登録審査においてはこれらを審査対象とはしていません。したがって、参入基準は運用型信託会社に比べて緩やかであると考えています。</p> <p>なお、人的構成については、行う信託業務の規模・特性に配慮して、個別に審査することとしております。</p>

項目	質問	回答
9-2-1	証券会社が、信託を含むストラクチャードファイナンスのアレンジャー(組成担当)となって、同一金融グループの信託銀行が受託者となる当該ファイナンス取引を反復して組成する場合、9-2-1①ないし③のいずれかの業務を行えば、信託契約代理店の登録を受ける必要があるのか。アレンジャーは通常、案件の中心になってその組成を行う者であるので、信託契約を含む契約案の提示をもって「信託契約代理店」と扱い、信託業法85条のような規制をかけることは、実態にそぐわないように思われる。	信託契約の締結に関し、委託者及び受益者の両当事者に働きかけ、契約成立に尽力する行為である「媒介」に当たれば、当該アレンジメント業務は信託契約代理業に該当すると考えられます。
9-2-1	非居住者または国内に拠点を持たない外国法人も信託契約代理業の登録を行うことはできるか。そもそも海外から行うかかる行為は信託業法の場所的適用範囲の枠外と考えるとよい。良いのであれば監督指針でこれを明らかにすべきである。	登録が受理されるためには、国内に拠点を置く必要があると考えます。
9-2-1	信託業法2条8項に規定される信託契約代理業の定義における「信託契約」には、信託会社又は外国信託会社との間の信託契約は含まれるものの、外国信託会社ではない外国信託業者(または個人である非居住者)との間で、外国において締結される信託契約は含まれない、という理解でよい。この理解でよいとすればこれを監督指針で明らかにすべきである。信託契約の定義がないので、定義規定から上記の結論は導き出せないが、信託業法67条2項によると、信託会社又は外国信託会社のために信託契約の代理業が行わなければならないと規定されており、信託会社及び外国信託会社のいずれも関与しない外国で締結される信託契約については対象とされていないように読める。本邦に居住する個人や日本法人が直接かかる契約の当事者になることは頻繁に行われており、かかる契約締結についての媒介が本邦内で行われることもある。今般の法改正で、かかる行為が違法になるとの理由は存在せず、またかかる行為が信託契約代理業に該当するとすると、67条2項との整合性がとれない。信託業法は、非居住者や外国法人と外国で締結される信託契約についての代理等をその対象外(管轄外)としているのが妥当だと思われる。なお、かかる外国で締結される信託契約の媒介も信託契約代理業に該当すると解しつつ、そのような者も登録すべきだと解すると、67条2項の存在により、かかる業務に加え、必ず信託会社又は外国信託会社から委託を受けて業務しなければならないということになり、妥当性に欠くと思われる。	外国信託会社でない外国信託業者は、日本において信託業を営むことがないという前提において、かかる外国信託業者との間の信託契約については、対象となっていないことが明らかであるため、監督指針に記載することは考えておりません。
9-2-1	信託契約代理店が信託の引受けの代理又は媒介と同時に、信託受益権に投資する投資家の勧誘を行う場合の当該勧誘行為は、信託契約代理業務に該当するものと考えてよい。	信託受益権の販売の代理・媒介を営業として行う場合には、信託受益権販売業に該当することになります。
9-2-3(2)	「申請者が信託契約代理店業務に関する知識を有する者であることを証する書面」に、「信託業務又は信託契約代理店業務に係る知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の確保の状況」を記載することとなりますが、「信託業務に係る知識を有する者」などについて、どのようなレベルを想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	「信託業務の知識を有する者」は、当面、信託業務等の経験を有する者や研修機関が実施する研修の修了者、所属信託会社が実施する研修の修了者等が考えられますが、最終的には行う信託契約代理業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。また、「信託業務及び信託関連法令に関する知識を有する者」は、当面、信託関連法令に詳しい法律専門家や所属信託会社の法令等遵守部門が実施する研修の修了者等が考えられますが、最終的には行う信託契約代理業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。
9-2-5	(2)①イ. dにおいて「信託契約代理業務に係る営業の担当者は、信託業務等に関する知識を有する者であるか」とあるが、現行の事務ガイドライン第一分冊2-3「代理店関係」のなかで「信託業務を行う各営業拠点において、信託業務を行う部門に信託業務に係る知識を有する者を配置することとなっているか」とされていることに鑑みれば、大幅な変更となっている。本項を含む(2)「業務遂行能力の審査」に関し、「申請者が行うとする信託契約代理業務の規模・特性」には、新信託業法附則第16条第4項により法施行日において法第67条第1項の内閣総理大臣の登録を受けたものとみなされる信託契約代理店においては、旧法下において信託業務に係る代理店が適切に運営されてきた経緯を勘案されるよう要望する。	旧兼営法による認可を受けて設置されている信託業務に係る代理店において、代理店業務の営業に携わっている者は「信託業務等に関する知識を有する者」に該当すると考えます。
9-2-5	現行法上の信託代理店の各営業拠点において、現に信託代理店業務に従事している者は、法施行後においても「信託業務に関する知識を有する者」に該当すると考えてよい。	そのようなご理解で結構です。

項目	質問	回答
9-2-5	信託兼営金融機関又は現行法上の信託代理店業務を行う金融機関において、法務・コンプライアンス部門や法令等遵守の管理部門に従事している者は、監督指針案における「信託業務等及び信託関連法令に関する知識を有する者」に該当すると考えてよいか。	そのようなご理解で結構です。
9-2-5	「信託業務等に関する知識を有する者」の中に税理士やFP技能士を含めるべきと考える。(遺言信託に限定した信託契約代理店の登録申請の際) 税理士やFP技能士が「信託業務等に関する知識を有するもの」に該当しないとすればどのような研修試験を受ければ要件を満たすのか開示されたい。	税理士やFP技能士が信託業務等に関する知識を有する者に該当するか否かは、行う信託契約代理業務の特性に応じて個別に判断することとなります。なお、遺言信託が「遺言執行業務」又は「遺産整理業務」のみである場合には、信託業務には該当しないと考えられます。
10-2-1	信託受益権の保有者がSPC(受益権の取得及び売却以外に実質的に営業を行っていない会社)の場合も、10-2-1の要件を満たせば登録が不要になるという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。
10-2-1	10-2-1に記載されている場合には、当該信託受益権の保有者は、信託受益権販売業の登録を要しないばかりでなく、「信託受益権販売業者」に該当しないという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。
10-2-1	「信託受益権販売業者の登録を要しないことに留意する」とあります。こちらは、「信託受益権販売業者とはみなさない、つまり登録だけでなく、報告や監督などすべて信託受益権販売業者として行うべきことから免除されているという」解釈でよろしいでしょうか。	そのようなご理解で結構です。
10-2-1	主に不動産(不動産賃借権を含む)及び付随して発生する金銭を主たる信託財産とする受益権を、保有し、反復継続的に売却を行う証券化スキームにおけるピークル(投資信託及び投資法人に関する法律上の投資法人、資産の流動化に関する法律上の特定目的会社、商法上の株式会社、有限会社法上の有限会社)並びに当該ピークルに対して当該信託受益権の譲渡を行う一般事業会社等、形態の如何を問わず、勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委託し、自らは販売行為を行わない場合には、信託受益権販売業の登録を要しないとの解釈で良いか。	そのようなご理解で結構です。
10-2-1	信託受益権の保有者が、勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委任した場合の契約書とは、宅地建物取引業法第34条の2で定められている媒介契約書、アセットマネジメント契約等、形式の如何を問わず、業務の委託内容を記載したものであれば良く、代理契約である必要はないとの解釈でよいか。	そのようなご理解で結構です。
10-2-1	信託受益権の保有者が、信託受益権の譲渡における売主となる場合については、「勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委任し、その旨を契約書に明記した上で(後略)」とありますが、販売業の登録の要否を判断するに当たっては、売主となる信託受益権の保有者が自ら販売行為を行っていないかどうかの実態を判断すべきであり、契約書(なお、ここでいう「契約書」は、信託契約なのか、信託受益権の販売の委託に係る契約なのか判然としません。)への記載という形式要件を課す必要はないものと思われまます。 さらに、仮に、第三者たる取扱業者を介することなく売主として行動することがあったとしても、自己の保有資産(たる受益権)を(単発的に)第三者に売却する行為がすべからず信託受益権販売業に該当する、というのは行き過ぎ(例えば、(反復継続して行う場合は別として)自己の保有する不動産の売買が全て宅建業に該当する訳ではないと解されていることとの対比においても不均衡を生ずるものと思われる。)であり、この場合は信託受益権販売業に該当しないと解されるべきものと思われまますので、この点についても本項との関係で明確にして頂きたく存じます。	販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委任し、自らは信託受益権の販売を行わないことが客観的にも明らかになっている(信託受益権の販売の委任に係る契約書にその旨が記載されている。)場合に限ることとしました。 なお、販売行為を営業として行わない場合には、登録は不要です。
10-2-1	他社に信託受益権販売の媒介をさせるだけでは、信託受益権の保有者たるオリジネーターは受益権販売業者とみなされ登録を要するののか。信託受益権販売の代理を行わず媒介のみの場合でも「自らは全く販売行為を行わない場合」に該当する場合はあると思われるがどうか。	監督指針10-2-1により、信託受益権販売業者が媒介を行う場合であっても、売主である信託受益権の保有者が全く販売行為を行わない場合には、当該信託受益権の保有者は登録を要しないと考えます。

項目	質問	回答
10-2-1	10-2-1によれば、「信託受益権の譲渡に際し、信託受益権の保有者が売主となるが、勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委任し、その旨を契約書に明記した上で、自らは全く販売行為を行わない場合には、当該保有者自体は販売を行わないものとして、信託受益権販売業の登録を要しないことに留意する。」とあるが、信託受益権販売業者に委任する場合だけでなく、信託業法105条1項・新兼営法4条3項により信託受益権販売業の登録を免除されている信託会社、外国信託会社、証券会社、外国証券会社および信託兼営金融機関に委任する場合も同様であることを明確にすべきである。この点は、監督指針10-2-1の趣旨に照らし、当然のこととも考えられるが、実務的に影響の大きな問題であることにかんがみ、監督指針において明確にすることが極めて望ましい。	運用型信託会社、証券会社等が信託受益権販売業者とみなされることは、信託業法第105条第2項において明確であると考えています。
10-2-1	信託業法改正以前に締結しているアセットマネジメント契約に基づき、アセットマネジャーが不動産信託受益権の売却活動を代行する場合には、当該アセットマネジャーについて信託受益権販売業者としての登録不要として頂きたい。	信託業法施行後に信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行う場合には、登録が必要となります。
10-2-1	SPCが不動産信託受益権の保有者であり、信託業法改正以前に締結したアセットマネジメント契約に基づき、アセットマネジャーにより販売代行が行われる場合、当該SPCについても登録不要として頂きたい。	監督指針10-2-1に該当する場合には、登録は不要です。
10-2-1	不動産が買い手に紹介されたにもかかわらず、信託受益権の取得(保有)を目的とした買い手の要望により、信託設定されていない不動産の保有者が当初委託者となり不動産を信託財産とした信託受益権を設定し、この両者間で信託受益権の売買契約がなされた場合は、あくまで当該保有者(又はその委託を受けた者)は不動産を売却しようとして不動産の販売行為を行ったのであり、その販売行為においては信託の受益権の販売又は代理若しくは媒介の販売行為は行われておらず、当該保有者は信託受益権販売業者に該当しない(他の業務において信託受益権の販売行為を行わない場合に限る)との解釈で良いか。	当初保有者が信託受益権の販売行為を営業として行う場合には、信託受益権販売業の登録が必要となります。ただし、監督指針10-2-1に該当する場合には、登録は不要です。
10-2-1	上記記載の当該保有者から不動産の売却の媒介を受けた者が信託受益権販売業の登録を受けていない場合でも、その者に対し、宅地建物取引業法上や他の法令に反しない場合には、報酬を支払うことが信託業法上で問題は無いとの解釈で良いか。	そのようなご理解で結構です。
10-2-1	信託財産の委託者かつ当初の信託受益権の保有者が、適格機関投資家たる信託受益権販売業者に当該信託受益権を販売する場合、もしくは、証券化・流動化等の目的で設立された特別目的会社等(特定目的会社及び同等の目的を持って設立された会社等)へ当該信託受益権を譲渡する場合においては、当該信託受益権の当初の保有者は、信託受益権販売業者の登録は不要であるとの基準を明示して頂きたい。	信託の委託者兼当初受益者である信託受益権の保有者(オリジネーター)が、①当該信託受益権を顧客への販売を目的とする信託受益権販売業者にいったん買い受けさせる場合や、②当該信託受益権を引当に実質的な受益者を募ることを目的とするSPCに譲渡する場合には、当該オリジネーターから信託受益権販売業者又はSPCへの譲渡自体は、信託受益権販売業者として登録を有する「販売行為」に該当しないものと解し、監督指針にその旨を記載することとします。
10-2-1	委託者兼当初受益者による信託受益権の売却は、「販売」に該当しないという解釈を明確にすることを希望します。なお、これが困難である場合は、信託受益権の買い手が信託受益権販売業者または改正信託業法105条に規定する登録を要せずに信託受益権販売業を営める者であれば、委託者兼当初受益者は信託受益権販売業者としての登録を要さないことを明確にさせていただくことを希望します。	(同上)
10-2-1	(c)信託の設定に当って委託者兼当初受益者が販売目的でこれを信託受益権販売業者に売却し、これを信託受益権販売業者が投資家に対し販売する場合においては、投資家に対する販売行為を行うのが信託受益権販売業者であることから(信託受益権販売業者が委託者兼当初受益者の投資家に対する信託受益権の販売行為の代理又は媒介を行い、投資家に対する販売行為を信託受益権販売業者のみが行う場合と比較しても、対投資家との関係は信託受益権販売業者が行うことにより明確である。)、信託受益権販売業者がかかる信託受益権の一部を保有する場合であるか否かに拘らず、委託者兼当初受益者が信託受益権販売業者に対して当該信託受益権を売却することについて、信託受益権販売業者としての登録は不要であると考えられるところ、かかる考え方をガイドライン上も明確化して頂きたい。	(同上)

項目	質問	回答
10-2-1	受益権の保有者たるオリジネーターが複数の証券会社にいったん受益権を買い受けさせる場合、オリジネーターは信託受益権販売業者の登録が必要となるのか。	(同上)
10-2-1	保有者が信託受益権販売業者の登録を要しない要件として、”販売の代理を行う契約を行った信託受益権販売業者が、販売を目的に自らが購入する場合”を追加明記いただきたい。	(同上)
10-2-1	「信託受益権の保有者が信託受益権販売業者や特別目的会社に譲渡した後に、当該信託受益権販売業者が投資家に販売する、あるいは、当該特別目的会社が当該信託受益権を引当に実質的な受益者を募る場合」には、当該保有者自体は販売を行わないものとして信託受益権販売業者の登録を要しないものと考えられるので、その旨を記載願いたい。	(同上)
10-2-1	信託受益権の保有者が、信託受益権販売業者や特別目的会社に信託受益権を譲渡した後に、①当該信託受益権販売業者が投資家に販売する場合、あるいは、②当該特別目的会社が当該信託受益権を引当に実質的な受益者を募る場合には、当該保有者自体は販売を行わないものとして信託受益権販売業者の登録は要しないものとするが、よいか(確認)。	(同上)
10-2-1	信託受益証券の保有者が信託受益権販売業者や特定目的会社に受益証券を譲渡した後に、当該信託受益権販売業者が投資家に販売する、あるいは、当該特定目的会社が当該信託受益権を引当に実質的な受益者を募る場合には、当該保有者自体は販売を行わないものとして、信託受益権販売業者の登録を要しないことを明記すべきである。	(同上)
10-2-1	いわゆる(販売)委託方式、すなわちオリジネーターが信託受益権販売業者に対し、投資家への販売を目的として信託受益権を譲渡し、受託した信託受益権販売業者が、これを自ら投資家に対して販売する方式(オリジネーターから信託受益権販売業者への譲渡はあくまで販売の実行が目的であり、投資家へ販売することができなかった場合には、当該信託受益権は、オリジネーターに返還される。)をとる場合にも、オリジネーターが信託受益権販売業者の登録をする必要がないという理解でよいか。	(同上)
10-2-1	ガイドライン原案の前に、「余資運用のために信託受益権の売買を行う場合は、販売を行う営業とはいえないため、登録を要しない(法第2条第10項)。したがって、」という文章を追加されたい。	余剰資金の運用を目的とした信託受益権の売却であっても、それが信託受益権の販売を行う営業に該当しないかを個別具体的に判断する必要があると考えます。
10-2-1	(a)証券取引法上自らの発行する有価証券を発行者が勧誘することについては証券業登録を必要としないとされていること(平成16年10月1日付で公開されたパブリックコメントに対する平成16年11月11日付貴庁の回答御参照(匿名組合持分のみなし有価証券化関連))との均衡からすれば、委託者兼当初受益者が自ら信託を設定した信託受益権の取得の勧誘を行い、またはかかる信託受益権を投資家に対して売却することについては、信託受益権の「販売」を「営業として」行うことにはあらず、かかる行為を行うのに信託受益権販売業者の登録は不要であると考えられるところ、かかる考え方をガイドライン上も明確化して頂きたい。 (b)信託受益権の「販売」を「営業として」行う(法第2条第10項)とは、信託受益権を公衆に対して売却することをいうものであって、例えば投資家が自己の投資目的で取得した信託受益権を第三者に個別に転売する場合においては、当該投資家が複数の信託受益権を複数人に売却する場合であっても、信託受益権販売業者としての登録は不要であると考えられるところ、かかる考え方をガイドライン上も明確化して頂きたい。	監督指針10-2-1に該当しない場合において、ご提示いただいた行為を営業として行う場合には、信託受益権販売業者の登録が必要です。
10-2-1	投資家が信託受益権を取得した後、反復継続する意思をもって自らの他の投資家に対して販売する際にも、信託受益権販売業者の登録をする必要がないという理解でよいか。	監督指針10-2-1に該当しない場合において、ご提示いただいた行為を営業として行う場合には、信託受益権販売業者の登録が必要です。
10-2-1	投資法人や特定目的会社が自己勘定で、不動産受益権を購入し、これを販売する場合、証券を自己勘定で売買しても対顧性がない場合は証券業とみなされないのと同様の理由で信託受益権販売業者の登録は不要という理解でよいか。	監督指針10-2-1に該当しない場合において、ご提示いただいた行為を営業として行う場合には、信託受益権販売業者の登録が必要です。

項目	質問	回答
10-2-1	信託受益権の「販売」とは、信託受益権の所在を売買により買主に対して完全に移転する事を前提とするから、信託受益権について譲渡担保権を設定することはその所在を完全に買主に移転させることにはならず、販売に当たらない。また、信託受益権を代物弁済によって第三者に移転させる行為については、売買契約に基づく移転行為が存在しないことから販売に当たらない。以上のように考えられるところ、かかる考え方をガイドライン上も明確化して頂きたい。	ご提示いただいた行為は営業には該当しないと考えられ、信託受益権販売業の登録は不要であると考えます。
10-2-1	次の取引を行う場合は「信託受益権販売業」の登録を要しないと解してよいか。 ・一括信託において、委託者兼受益者である納入業者が、自己が第三者に対し負担する債務の支払いのための信託受益権譲渡 ・一括信託において、委託者兼受益者である納入業者が、自己が第三者に対し負担する債務の弁済(代物弁済)のための信託受益権譲渡 ・一括信託において、委託者兼受益者である納入業者が、自己が第三者に対し負担する債務に関する担保差入れのための信託受益権譲渡	ご提示いただいた委託者兼受益者の行為は営業には該当しないと考えられ、信託受益権販売業の登録は不要であると考えます。
10-2-1	マスタートラスト(反復して追加信託がなされ、その都度受益権が発生して譲渡される場合であるが、1つの信託契約に基づく信託であり、譲渡先も1社に特定している場合)であっても信託受益権販売業者の登録が必要となるのか。	監督指針10-2-1に該当する場合には、登録は不要です。
10-2-1	信託受益権販売業者自身が信託受益権を購入する場合、別の信託受益権販売業者に媒介させる必要がない旨を明記すべきではないか。信託受益権販売業を行う以上、その前提として信託受益権を購入することは当然想定される行為であり、自ら信託受益権を販売、代理および媒介できる者が、その購入については単独ではできず、必ず別の信託受益権販売業者に媒介させる必要があるというのは、不必要な過剰規制である。	監督指針10-2-1に該当する場合には、登録は不要です。
10-2-1	外国の信託の受益権の販売又はその代理店若しくは媒介を行う営業は、信託受益権販売業に該当するのか。海外で設定された信託の受益権を非居住者が居住者に販売することもあり、問題となる。信託受益権販売業の対象は、信託業法が対象にしている国内で設定される信託の受益権に関するものに限定されていることを監督指針において確認したい。 非居住者または国内に拠点を持たない外国法人も信託受益権販売業の登録を行うことはできるか。そもそも海外から行うかかる行為は信託業法の場所的適用範囲の枠外と考えても良いか。良いのであれば監督指針でこれを明らかにすべきである。	外国で引受けが行われた信託に係る受益権についても、国内で販売を営業として行う場合には、信託受益権販売業に該当すると考えています。
10-2-2	(2)②は削除すべきである。仮に削除しない場合でも、①「信託業務、信託受益権販売業務又は有価証券の販売業務に携わった経験を有する者」、②「信託業務等に関する知識を有する者」、「信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者」とは何かを意味するのか具体的な基準を明らかにすることが必要であり、その基準としては不相当に高度な水準を要求すべきではないと考える。	「信託業務に携わった経験を有する者」については、削除することとします。 「信託業務等に関する知識を有する者」は、当面、信託業務等の経験を有する者や研修機関が実施する研修の修了者等が考えられますが、最終的には行う信託受益権販売業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。 また、「信託業務及び信託関連法令に関する知識を有する者」は、当面、信託関連法令に詳しい法律専門家や研修機関が実施する研修の修了者等が考えられますが、最終的には行う信託受益権販売業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。
10-2-2	①人的要件として、信託業務等に1年以上携わった経験を有する者、知識を有する者の確保の状況(10-2-2(2)①②)として提出する履歴書、知識を有することを証する書面については、自己申告で良いか。又、その判断基準を示されたい。また、記載内容については業務内容等の詳細を記載するまでもないとの解釈で良いか。 ②登録を行う法人自体以外での経験や知識でも、要件を満たしているとの理解で良いか。	①知識を有することを証する書面は、研修の実施機関が発行した研修の終了証等、知識を習得したことを客観的に明らかにするものである必要があります。また、「申請者が信託受益権販売業務に関する知識又は経験を有する者であることを証する書面」には、知識を有する者の知識を習得した方法及び当該者の配置予定先を記載していただくこととなります。 ②そのようなご理解で結構です。
10-2-2	「知識を有することを証する書面」とは何か、具体的な明示を頂きたい。小規模法人については、業界団体等での短期研修の修了書などで足りる措置として頂きたい。	(同上)
10-2-3(1)②	10-2-3(1)②とあるのは10-2-4(1)②の誤りではないのか。	ご指摘のとおりであり、修正します。

項目	質問	回答
10-2-4 (1)	信託受益権販売業務の実施体制は、少なくとも小規模な法人については緩和した基準を設けるべきである。具体的には、社内教育・研修、法令等遵守の管理、内部監査等を的確に行うための体制としては、これらの機能を外部に委ねることも可能とすることを明記すべきである。	体制整備については行う信託受益権販売業務の規模・特性により異なります。特定の部門を外部に委ねることを否定するものではありませんが、登録審査の際に合理的理由を聴取のうえ、個別に判断することとなります。
10-2-4 (1)	申請書が小規模法人である場合、社内教育・研修、法令等遵守の管理、内部監査などの機能の全部または一部を、外部の弁護士等に委託することを可能として頂きたい。	(同上)
10-2-4 (1)	(1)②イの信託受益権販売業務を担当する組織及びその事務分掌について、「社内規則に規定する旨が記載されているか」「社内規則に規定しているか、あるいは規定が予定されている旨が記載されているか」とする。	業務方法書に詳細を記載しない場合には、社内規則に規定する必要があります。
10-2-4 (1)	宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、消費者保護の観点からすると、販売業者は受益権の内容のみならず信託財産である宅地又は建物について重要な事項を説明することが望ましい。したがってこの項においては、「宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、宅地建物取引業法第35条に準ずる方法で信託財産である宅地又は建物について重要事項の説明を行うこととしているか」と追加すべきではないか。	信託業法施行規則第94条第10号において、ご指摘いただいた説明事項を規定しております。
その他	消費者保護の観点、及び監督処分に関する行政上の効率性を鑑みると、宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う信託受益権販売業者については、宅地建物取引業の免許を有する者に限るという規定を設ける必要があると考えられる。	信託業法上は、宅地建物取引業の免許を有していない場合であっても、適正な業務遂行が確保できると認められる者は、登録を受けることができます。
10-2-4 (2)	(2)の「申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取するものとする。」を「申請者が以下の基準を満たしていない場合には、外部機関利用による補完措置がとられているなど、満たす必要がない合理的理由についても聴取するものとする。」とする。	基準を満たしていない場合の補完措置等は様々なものが考えられますが、具体的には、行う信託受益権販売業務の規模・特性に応じて、個別に判断することとしております。
10-2-4 (2)	申請者が小規模法人である場合、体制整備につき指針案の基準を満たさないケースが非常に多いと思われまので、「満たす必要がない合理的理由」を個々に聴取するという対応ではなく、そもそも小規模法人には別枠の緩和された基準を適用するという対応をしていただきたい。	一律に小規模法人の基準を設けることは困難であるため、「規模・特性により異なる」取扱いをすることとしております。
10-2-4 (2)	「営業の本部機能を有する部門」に要求される「信託業務等に関する知識を有する者」の具体的なレベルを明示頂きたい。また小規模法人には「複数名配置」の要件を廃し、1名配置で可として頂きたい。「信託業務等に1年以上携わった経験」とは、信託銀行で1年以上の勤務経験があれば可として頂きたい。	「信託業務等に関する知識を有する者」は、当面、信託業務等の経験を有する者や研修機関が実施する研修の修了者等が考えられますが、最終的には行う信託受益権販売業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。また、必要な体制整備については、行う信託受益権販売業務の規模・特性に応じて、個別に判断することとしております。なお、「信託業務に携わった経験を有する者」については、削除することとします。
10-2-4 (2)	「内部監査を行う部門」に要求される「信託業務等に関する知識を有する者」の具体的なレベルを明示頂きたい。小規模法人については、業界団体等での短期研修で可との基準にして頂きたい。	(同上)
10-2-4 (2)	「信託受益権販売業務に係る営業の担当者」に要求される「信託業務等に関する知識」の具体的なレベルを明示頂きたい。小規模法人については、上記イの「営業の本部機能」と二の「営業の担当者」の属する組織は同一部署で可として頂きたい。	(同上)
10-2-4 (2)	「法令等遵守の管理部門」に要求される「信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者」の具体的なレベルを明示頂きたい。小規模法人については、「法令等遵守の管理部門」は上記イの「内部監査を行う部門」と同一部門かつ同一の担当者で可とし、かつ、当該部門は法令等遵守や内部監査の専任部署ではなく非営業部署であれば可として頂きたい。また、法令等遵守や内部監査機能の全部または一部を外部の弁護士等に委託できる枠組みとして頂きたい。	「信託業務及び信託関連法令に関する知識を有する者」は、当面、信託関連法令に詳しい法律専門家や研修機関が実施する研修の修了者等が考えられますが、最終的には行う信託受益権販売業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。

項目	質問	回答
10-2-4 (2)	「信託業務等に関する知識を有する者」、「信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者」という基準は全般的に削除すべきであるが、維持するとしても少なくとも小規模な法人については緩和した基準を設けるべきである。具体的には、 イ「信託業務等に関する知識を有する者」は1名で足りるものとすべきである。また、「信託業務等に1年以上携わった経験」とは、信託銀行で1年以上の勤務経験があれば足りるものとすべきである。 ハ「法令等遵守の管理部門」はロ「内部監査を行う部門」と同一で足り、しかも専任部署である必要はないものとすべきである。また、その機能を外部に委ねることも可能とすることを明記するべきである。 ニ「信託受益権販売業務に係る営業担当者」の所属部署は、イ「営業の本部機能を有する部門」と同一であっても足りるものとすべきである。	体制整備については行う信託受益権販売業務の規模・特性により異なります。特定の部門を外部に委ねることを否定するものではありませんが、登録審査の際に合理的理由を聴取のうえ、個別に判断することとなります。
10-2-4 (2)	信託受益権販売業の登録に要する人的要件として、信託業法等に1年以上携わった経験を有する者や信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者がいない場合について、宅地及び建物の取引に関する経験もしくは知識を有する者で、信託業務等の研修を受ける事により、信託業務等に1年以上携わった経験を有する者や信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者と同等の能力がある者として認めていただきたい。	信託受益権販売業者の業務遂行能力の審査基準のうち、「信託業務等に1年以上携わった経験を有する者」の記載を削除することとします。したがって、信託業務等の知識を有する者、信託業務等及び信託関係法令の知識を有する者の確保の状況等により判断することとなります。
10-2-4 (2)	①ホ 「……上記イ、ロ及びハの各部分に、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者を配置することになっているか。」の記載部分を「イの部門に「うち少なくとも1名は、信託業務等に1年以上携わった経験を有する者であるか。」の基準を「うち少なくとも1名は信託業務に携わった経験と、宅地及び建物の取引に1年以上携わった経験を有する者」とする」とする。	(同上)
10-2-4 (2)	①「信託業務等に1年以上携わった経験を有する者であるか。なお、宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者であるか。」を、宅地及び建物を信託財産とする信託受益権の販売等の場合、「宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、信託業務等に携わった経験と、宅地及び建物の取引に1年以上携わった経験を有する者であるか。」とする。	(同上)
10-2-4 (2)	信託業務等に1年以上携わった経験を有する者や信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者がいない場合に受ける研修は、例えば、貴庁所管以外の公益法人で行う信託業務等の研修であっても認めていただきたい。	知識を習得するための研修について、研修を実施する者を限定することは考えておりません。
10-2-4 (2)	新規参入を阻害することがないよう、信託業務等の経験に代わる研修および信託業務等及び信託関係法令に関する知識を得るための研修について検討していただきたい。	金融庁において研修を開催する予定はありませんが、研修を実施する者の限定はないため、例えば、協会等が新たな研修制度を設けることは可能であると考えます。
10-2-4 (2)	申請者が法人である場合、例えば、従来からの組織体制として「10-2-4(2)①ロ 内部監査を行う部門」と「同ハ 法令等遵守の管理部門」が同一部署である場合に、別部門にしくとも良いか。また、これらの部署が異なる場合でも、同一人物による兼務は可能か。	整備すべき業務の実施体制は、行う信託受益権販売業務の規模・特性に応じて個別に判断することになりますが、監督指針には、「内部監査部門は、信託受益権販売業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。」と記載しており、相互牽制機能が働くような体制である必要があります。
10-2-4 (2)	宅地又は建物を信託財産とする場合、上記イ、ロ、ハの各部門に要求される「宅地及び建物の取引に関する知識を有する者」の具体的なレベルを明示していただきたい。小規模法人については、業界団体等での短期研修で可との基準にして頂きたい。	「宅地及び建物の取引に関する知識を有する者」は、宅地建物取引主任者等が考えられますが、最終的には行う信託受益権販売業務の規模・特性に応じて個別に判断することとなります。
10-2-4 (2)	「宅地及び建物の取引に関する知識を有する者」とは、具体的にどのようなレベルを指しますでしょうか。例えば、以下のような者は該当するでしょうか。 ・宅地建物取引主任者 ・宅地建物取引主任者の試験には合格しつつも実務講習未受講などで登録していない者 ・財団法人不動産流通近代化センターの登録講習修了者 ・宅地建物取引業に一定期間従事した者、或いは一定期間トレーニーとして従事した者 ・社内の所定の研修を経ている者	講習・研修についてはその内容を登録審査の際に確認し、個別に判断することとなります。

項目	質問	回答
10-2-4 (2)	宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には宅地及び建物の取引に関する知識を有する者を配置することを審査の基準とされているが、消費者保護の観点からすると、当該者は公的な資格を有していることが望ましい。したがってこの項においては、「宅地建物取引業法第18条の登録を受けた者」と明記すべきではないか。そして監督指針(案)では何名配置すればよいか基準が示されていないが、これも宅地建物取引業法第15条若しくは宅地建物取引業法施行規則第6条の3に準ずる必要があるのではないか。	信託業法上は、公的な資格を有していない場合であっても、適正な業務遂行を確保する上で必要な知識を有していればよいと考えています。
10-4-2	業務の執行方法を定めた社内規則の整備に関して、例えば業務マニュアル等の整備・作成を行う必要があるのか、具体的な内容と最低限の要件をご提示願いたい。	監督指針10-4-2のとおり、顧客への勧誘・説明に関する社内規則に、顧客への勧誘、説明の具体的方法やその遵守状況を検証すること等が記載されている必要があります。
11-2-4	「(2)①」の記載中、「例えば、信託勘定から固有勘定への運用…社内規則となっているか。」の部分については、削除願いたい。「自己資本比率の大幅な低下」「株価の急落」「外部格付機関による信用格付の悪化」との具体的な事象を列挙して記載することにより、そうした事象が生じた場合に直ちに銀行勘定貸が「信託財産に損害を与えるおそれがある場合」に該当するものと解されるおそれがあること、銀行勘定貸の評価について他の資産に比し「より慎重かつ保守的な検証が必要である」とする理由に乏しいこと、自行預金担保については金融検査マニュアル上、優良担保とされ、自らの健全性について検証を求められていないことに照らすと、銀行勘定貸についてのみその検証を求めることは平仄が合わないことからである。	現状の記載については、信託業法第29条第2項の規定を踏まえたものであり、削除する必要はないものと考えます。
11-2-4 11-4-1	①11-2-4及び11-4-1は、同様の事項について体制面と運営面といった違う側面からの留意事項として記載されているのですか。もし、そうだとしたら、2つの文章の関連性が分かるように定める方がよいではありませんか。(元本補てん契約付信託に関する似たような事項がそれぞれ別のところに記載されており、関連があるのか、無いのか、分かりにくい、と思います。)②「銀行勘定に与えるリスク」と「銀行勘定の有するリスク」とは同じ内容のリスクのことを意味しているのですか。また、ここでのリスクとは、具体的にどのような信託銀行の行為によって生じるリスクを想定しているのですか。③11-4-1については、具体例を入れるなど、趣旨を明確にするためにも、より分かり易い文章にする方がよいのではないかと思います。現状の文章では、銀行勘定の有するリスクが、元本補てん契約の範囲に限定されることが、信託銀行の適切な業務運営とどのような関連があるのか分かりにくいように思われます。	ご指摘のとおりですが、構成等の都合であり、問題ないものと考えます。
11-4-2	(1)信託設定と同時にまたは短期間のうちに当初受益者が不動産の受益権を売却することを予定していることを知って不動産信託を受託することは、それだけでは実質的に不動産を売却することにならないと考えてよいか。(2)自己が受託することを予定している不動産信託の受益権の販売の代理・媒介を信託会社が信託販売業者として信託設定前に行う場合、買主または売主が不動産のまま売買することを希望したとき媒介・代理の行為を中止することとすれば、仮にその後当事者が不動産の売買契約を締結しても、信託会社が実質的に不動産の売買の仲介を行ったことにならないと考えてよいか。	「実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を営むこと」に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断する必要がありますので、ご質問をいただいた内容のみでは判断はできません。信託兼営金融機関においては、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行う必要があります。
指図権者 について	信託受益権に質権を設定している場合の質権者が、質権設定契約の規定に基づいて指図を行うことが、信託業法第65条に規定する「信託財産の管理又は処分の方法について指図を行う業を営む」ことには該当しないことを、念のため監督指針において確認すべきである。	ご指摘のようなケースは、反復継続して行わなければ基本的に業に該当しないと考えますが、個別の事情に応じ判断すべきと考えます。

項目	質問	回答
指図権者について	規則68条2項1号に規定する「指図を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該指図に係る信託財産を特定すること」とは、具体的にどのような場合か。また、同3号に規定する「特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的として信託財産に関して指図を行うこと」とは、具体的にどのようなものか。これらの点を監督指針で明らかにすべきである。	規則第68条第2項第1号に規定する「指図を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該指図に係る信託財産を特定すること」とは、指図権者が、指図時には指図に係る信託財産を特定せず取引の指図を行い、取引後に信託財産を特定することにより、一部の受益者に不当な利益又は不利益を与える行為は、実質的には不当な指図といえることからこれを禁止しました。また、同項第3号に規定する「特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的として信託財産に関して指図を行うこと」とは、ある資産についての価格形成に影響を与える目的で、信託財産についての指図を行うことをいい、このような指図は不当なものであることからこれを禁止しました。
指図権者について	外国法に基づき外国で設定された信託については、信託業法65条及び66条の適用がないことを監督指針において確認したい。かかる外国信託については、外国法で保護すべき事項であり、たまたま指図権者が本邦内にいるということをもって信託業法で規律すべきと考えるべきではないと思われる。	指図権者が本邦内にいる場合においては、外国法に基づき外国で設定されたことのみをもって適用除外になるとはいえないと考えます。
事業価値と個々の知的財産権の価値との違いに配慮しているか。	知的財産権の信託では、権利のみが移転するのであって、人や設備は移転しない点に留意すべきです。この点、業務方法として、企業価値、事業価値及び個々の知的財産権の価値の算出手法を使い分けるか否かに着目して、業務方法の適切性を判断すべきと思料致します。	今後、実務の実態を踏まえて、参考とさせていただきます。
知財価値評価の客観性・妥当性・実施料率又は弁理士による寄与率が用いられているか。	知的財産権の信託に必要な価値評価について、その妥当性を判断するための指標（不動産であれば、例えば公示価値や路線価など）として、実施料率表があり、また、弁理士による価値評価では、事業価値に対する知的財産権の寄与率を重視します。このため、知的財産権の信託（受託、受益権販売）に必要な価値評価に際して、その客観性・妥当性を得るために、実施料率表か、または、弁理士の評価による知的財産権の寄与率を用いる業務態勢が構築されているか否かに着目して、業務方法の適切性を判断すべきと思料致します。特に、信託会社等が有する委託者や受益者への説明責任との関係で、利害関係者の要望に応じて、この実施料率や特許権寄与率による価値評価を提供することができるか否かについて、審査なさるべきと思料致します。	今後、実務の実態を踏まえて、参考とさせていただきます。
特許権と、出願係属中の特許を受ける権利との価値の差	特許権の付与という行政処分がなされた特許権と、出願係争継続中の特許を受ける権利とは、対象となる発明はほぼ同一であるとしても、その価値が大きく異なります。信託会社等は、この価値の違いに留意して業務方法を構築すべきです。また、貴庁は、この特許権と、特許庁に係属中の出願の価値との大きな差を把握した業務方法が構築されているかに着目して、業務方法の適切性を判断すべきと思料致します。端的には、各業種や、企業規模などにもよりますが、大雑把な平均の予想値として、特許を受ける権利の金額は、同一の発明についての特許権の金額の1/100程度となることが見込まれます。特許審査期間の短縮が叫ばれるのは、特許を受ける権利の価値よりも、特許権の価値が桁違いに高いからであります。	今後、実務の実態を踏まえて、参考とさせていただきます。
知的財産権の流通市場の活性化について	知的財産権の信託を安全で役立つものとするためには、知的財産権の流通市場の活性化が必要であり、信託会社等は、知的財産権の流通市場の発展に注視し、活用し、さらには育成に寄与すべきです。貴庁は、知的財産権を受託しようとする信託会社が、知的財産権の流通市場の現状や最新情報に精通できる業務方法が構築されているか否かに着目して、業務方法の適切性を判断すべきと思料致します。	今後、実務の実態を踏まえて、参考とさせていただきます。